

南工場建替事業に係る環境影響を受ける
範囲であると認められる地域の選定書

令和元年 12 月

広 島 市

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月 31 日広島市条例第 30 号（平成 27 年 3 月 13 日広島市条例第 22 号により最終改定））に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」（平成 11 年 6 月 1 日広島市公告（平成 28 年 4 月 1 日に最終改定））に基づき、対象事業の実施を予定している区域（以下「事業計画地」という。）及び既に入手している情報によって、1 以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業計画地を中心とする半径 1,000 メートルを選定しました。

対象事業の実施による環境要素ごとの環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、次の表及び図に整理したとおりです。

表 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質 （ 二酸化硫黄、 窒素酸化物、 浮遊粒子状物質等）	<p>【建設機械の稼働】 工事計画及び事業計画地とその周辺の状況や大気汚染物質の拡散特性（「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省）（以下「技術手法」という。）を参照）を勘案し、建設機械の稼働による影響が想定される範囲として、事業計画地の敷地境界から150メートルを選定しました。</p> <p>【施設の稼働（排出ガス）】 施設計画や排出ガスに係る諸元を踏まえ、大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づき排出ガスに係る簡易拡散予測を行った結果、最大着地濃度出現距離が事業計画地から約700メートルと算出されたこと及び事業計画地とその周辺の状況を勘案し、施設の稼働（排出ガス）による影響が想定される範囲として、事業計画地を中心とする半径1,000メートルを選定しました。</p> <p>【工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行】 工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、大気汚染物質の拡散特性（技術手法を参照）を勘案し、工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行による影響が想定される範囲として、主要運行ルート of 道路端から150メートルを選定しました。</p>
騒音	<p>【建設機械及び施設（機械類）の稼働】 工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、騒音の伝搬特性（類似事業の事例及び技術手法を参照）を勘案し、建設機械及び施設（機械類）の稼働による影響が想定される範囲として、事業計画地の敷地境界から200メートルを選定しました。</p> <p>【工事車両や廃棄物運搬車両の運行】 工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、騒音の伝搬特性（技術手法を参照）を勘案し、工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行による影響が想定される範囲として、主要運行ルート of 道路端から200メートルを選定しました。</p>

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
振 動	<p>【建設機械及び施設（機械類）の稼働】 工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、振動の伝搬特性（類似事業の事例及び技術手法を参照）を勘案し、建設機械及び施設（機械類）の稼働による影響が想定される範囲として、事業計画地の敷地境界から100メートルを選定しました。</p> <p>【工用車両及び廃棄物運搬車両の運行】 工事計画及び施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、振動の伝搬特性（技術手法を参照）を勘案し、工用車両及び廃棄物運搬車両の運行による影響が想定される範囲として、主要運行ルート of 道路端から100メートルを選定しました。</p>
悪 臭	<p>【建設機械の稼働】 工事計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、悪臭の拡散特性（技術手法を参照）を勘案し、建設機械の稼働による影響が想定される範囲として、事業計画地の敷地境界から150メートルを選定しました。</p> <p>【施設の稼働（排出ガス及び機械類の稼働）】 施設計画や事業計画地とその周辺の状況に加え、排出ガスの簡易拡散予測の結果を勘案し、施設の稼働（排出ガス及び機械類の稼働）による影響が想定される範囲として、事業計画地を中心とする半径1,000メートルを選定しました。</p>
地下水汚染	<p>【建設機械の稼働】 工事計画を勘案し、建設機械による掘削作業等による影響が想定される範囲として、事業計画地を選定しました。</p>
土壌汚染	<p>【建設機械の稼働】 工事計画を勘案し、建設機械による掘削作業等による影響が想定される範囲として、事業計画地を選定しました。</p>
日照障害	<p>【施設の存在】 施設計画及び事業計画地とその周辺の状況や類似事業の事例を勘案し、施設の存在による影響が想定される範囲として、事業計画地の南端を起点として西に300メートル、東に400メートル、北に450メートルの長方形の範囲を選定しました。</p>
景 観	<p>【施設の存在】 施設計画及び事業計画地とその周辺の状況を勘案し、施設の存在による影響が想定される範囲として、事業計画地を中心とする半径300メートルを選定しました。</p>

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
人と自然との 触れ合いの 活動の場	<p>【建設機械の稼働】 工事計画とその周辺の状況に加え、大気汚染物質の拡散特性や騒音及び振動の伝搬特性（技術手法を参照）を勘案し、建設機械の稼働による影響が想定される範囲として、事業計画地の敷地境界から200メートルを選定しました。</p>
廃棄物等	<p>【工事の実施】 工事計画を勘案し、建設廃棄物や残土等の廃棄物等の発生が想定される範囲として、事業計画地を選定しました。</p> <p>【施設の供用】 施設計画を勘案し、焼却灰等の廃棄物の発生が想定される範囲として、事業計画地を選定しました。</p>
温室効果 ガス等	<p>【施設の稼働（排出ガス）】 施設計画及び事業計画地とその周辺の状況を勘案し、二酸化炭素を含む排出ガスの固定発生源となる煙突が設置される事業計画地を選定しました。</p>



図1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（総括）

市区町界は「数値地図（国土基本情報）」（平成31年3月10日、国土地理院）
 背景は「電子地形図25000」（令和元年5月27日、国土地理院）に基づき作成

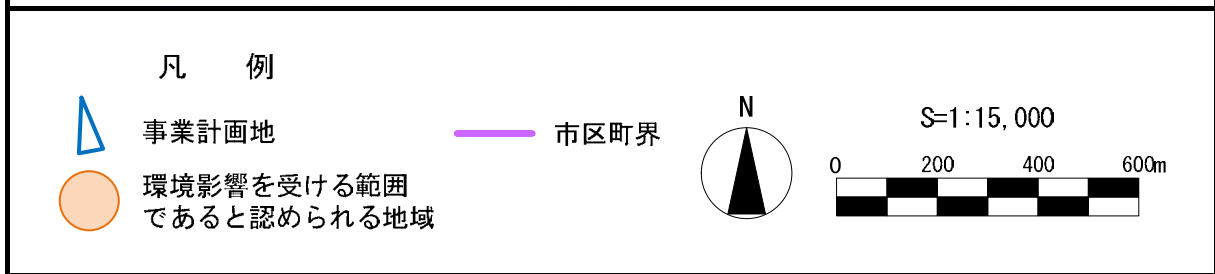
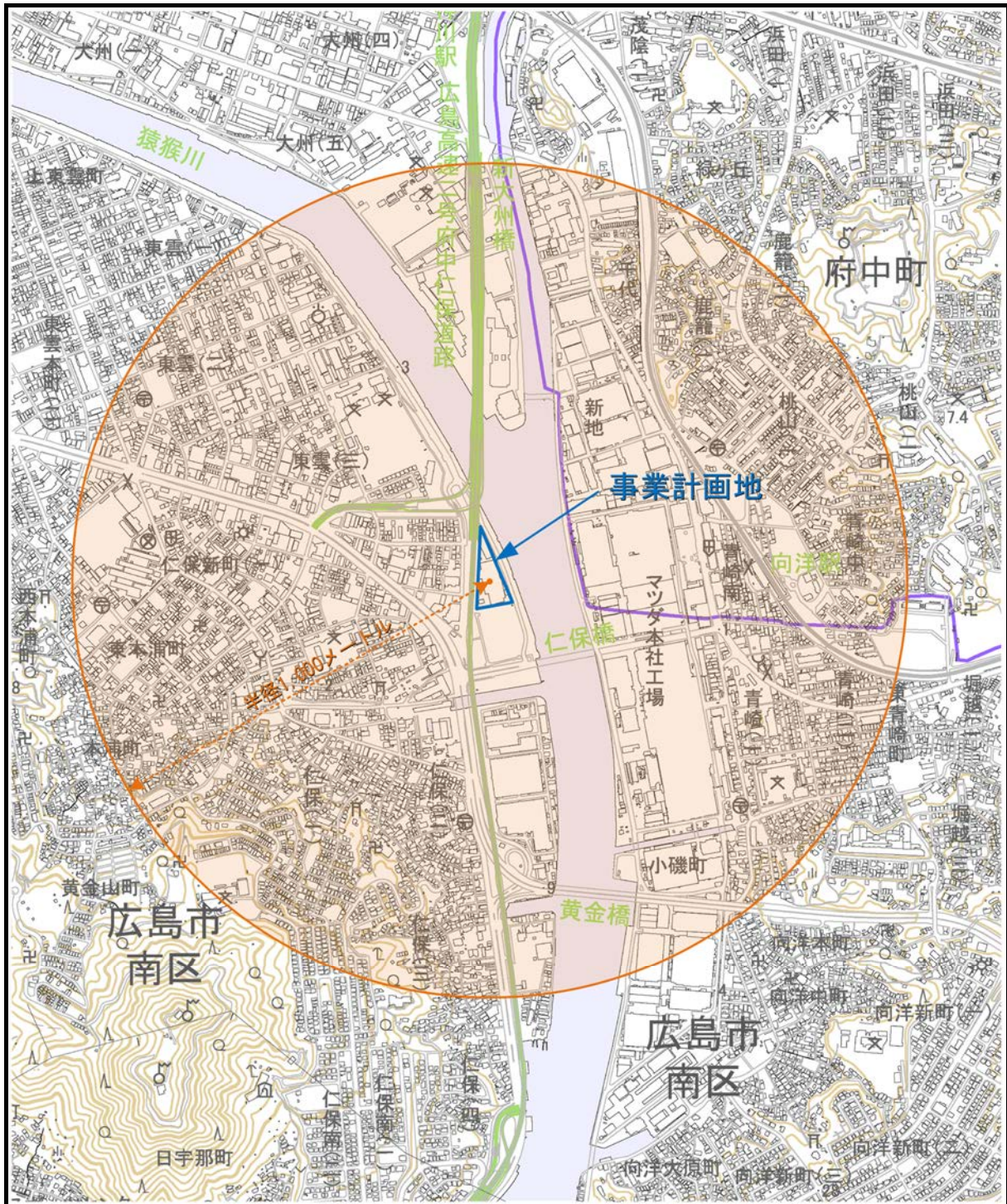


図2 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（大気質・悪臭）

背景は「数値地図（国土基本情報）」（平成31年3月10日、国土地理院）に基づき作成

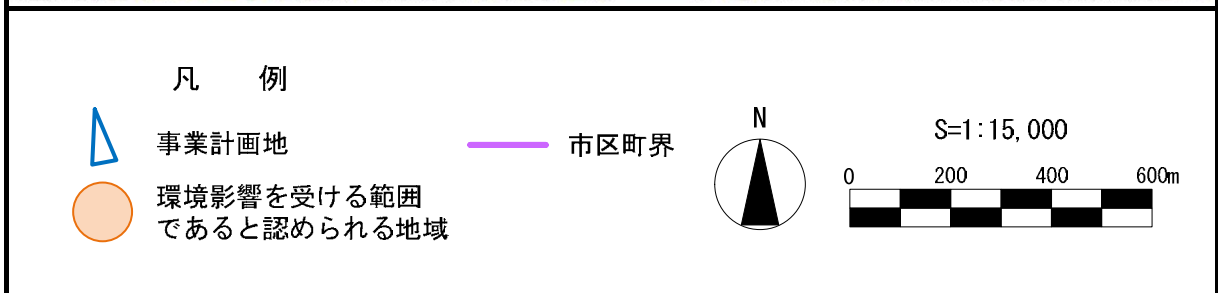
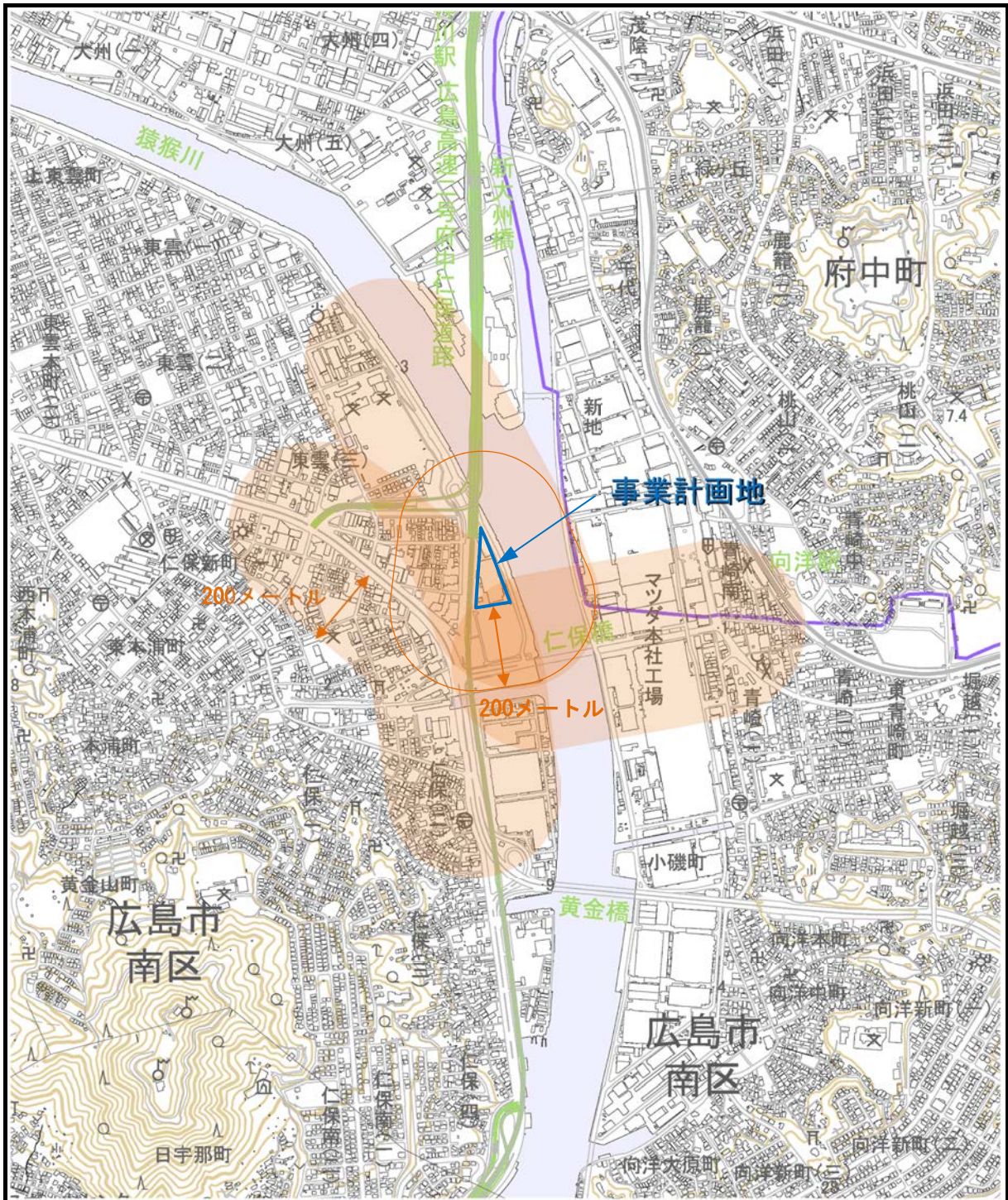


図3 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（騒音）

背景は「数値地図（国土基本情報）」（平成31年3月10日、国土地理院）に基づき作成

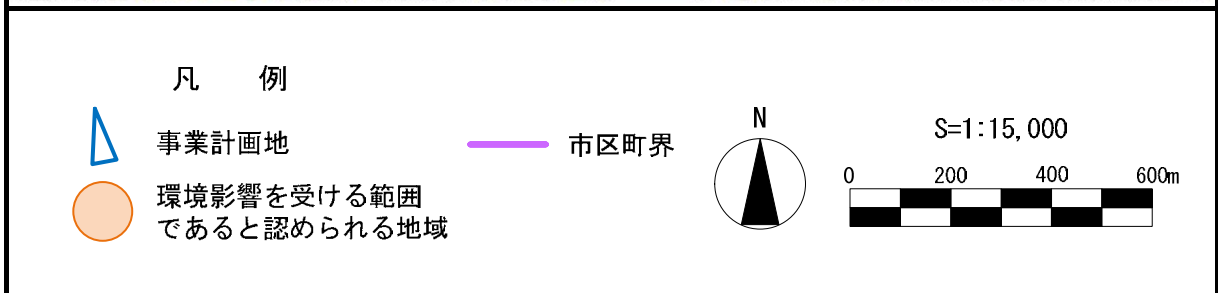
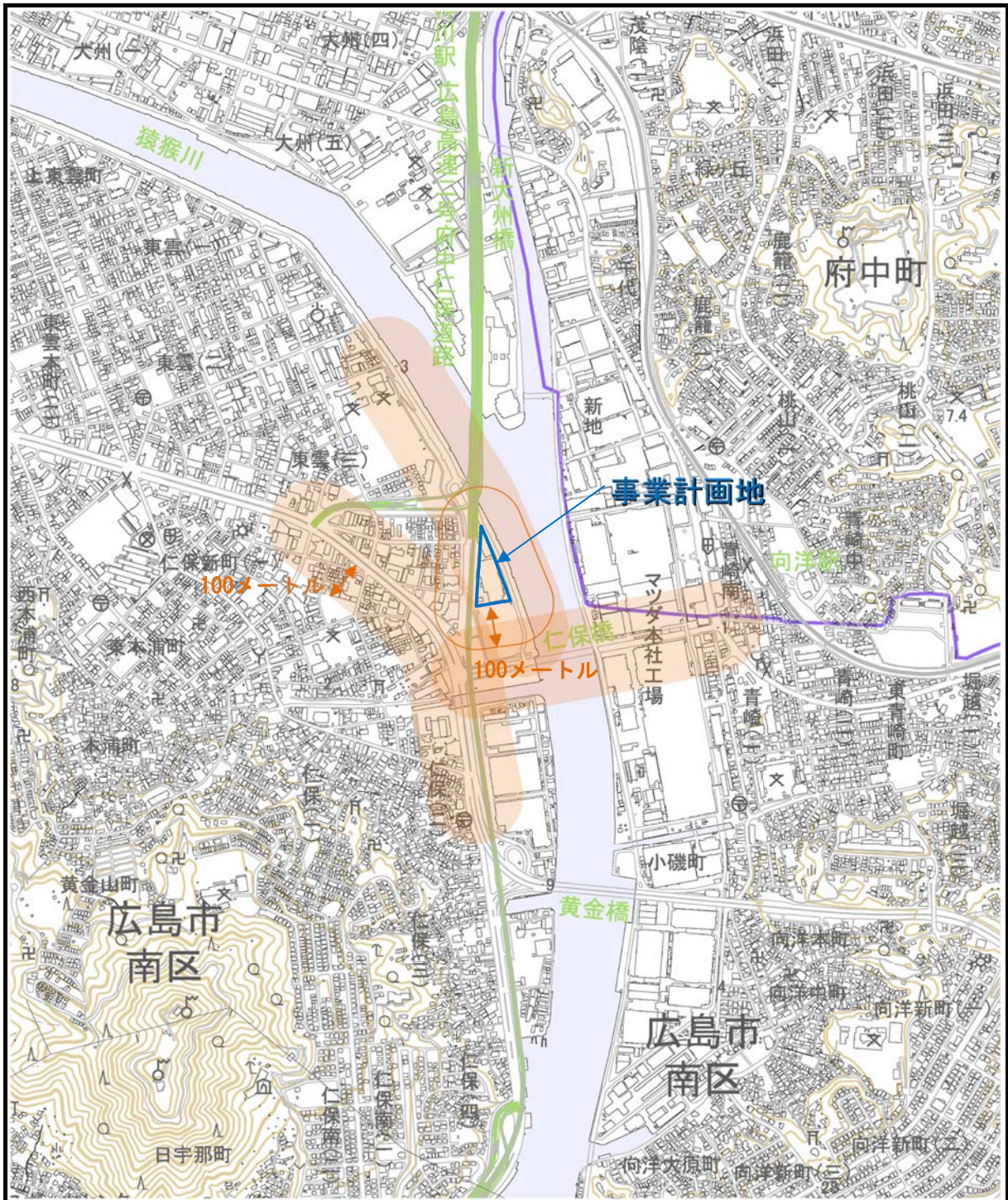


図4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（振動）

背景は「数値地図（国土基本情報）」（平成31年3月10日、国土地理院）に基づき作成

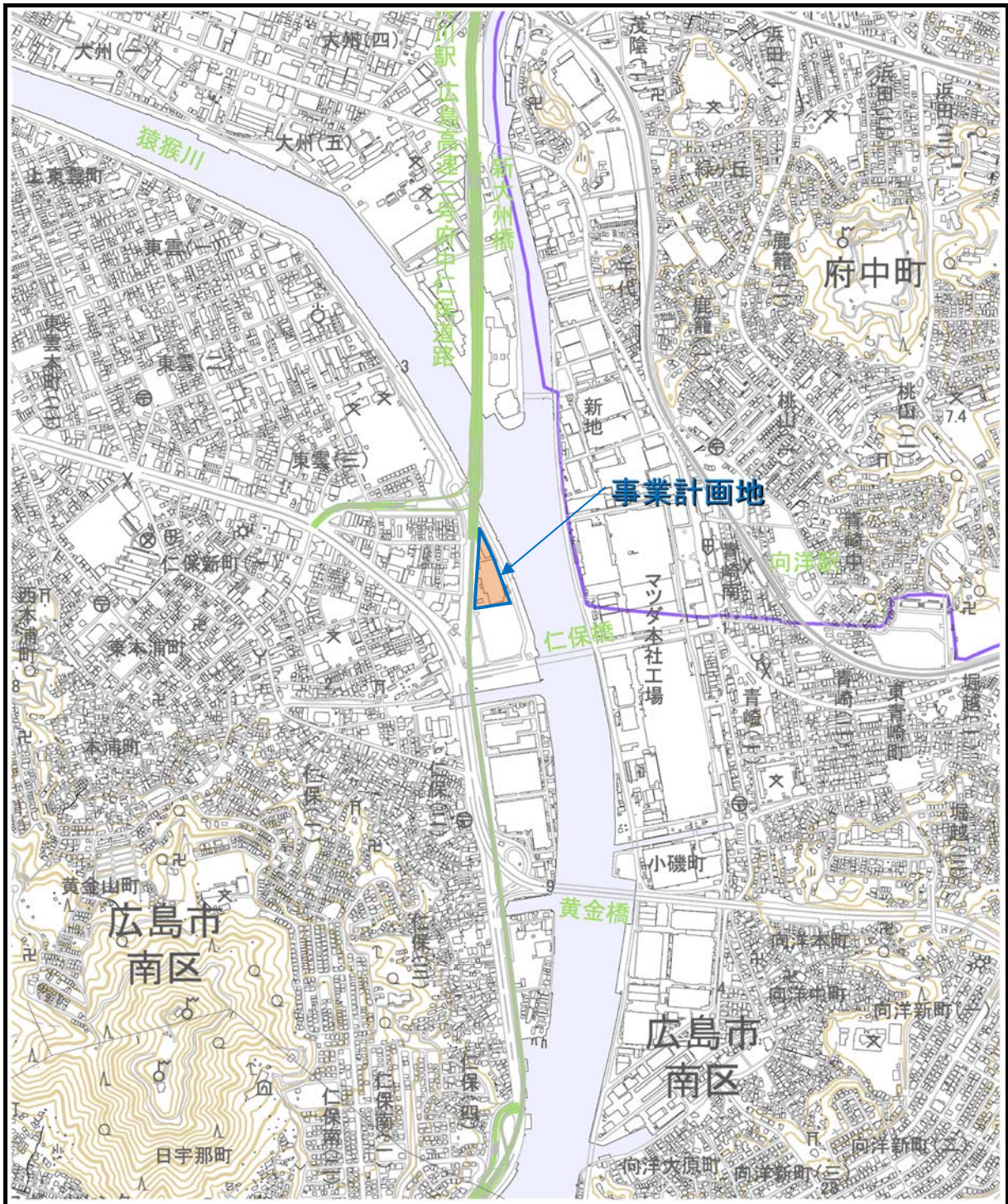


図5 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
(地下水汚染・土壌汚染・廃棄物等・温室効果ガス等)

背景は「数値地図(国土基本情報)」(平成31年3月10日、国土院)に基づき作成

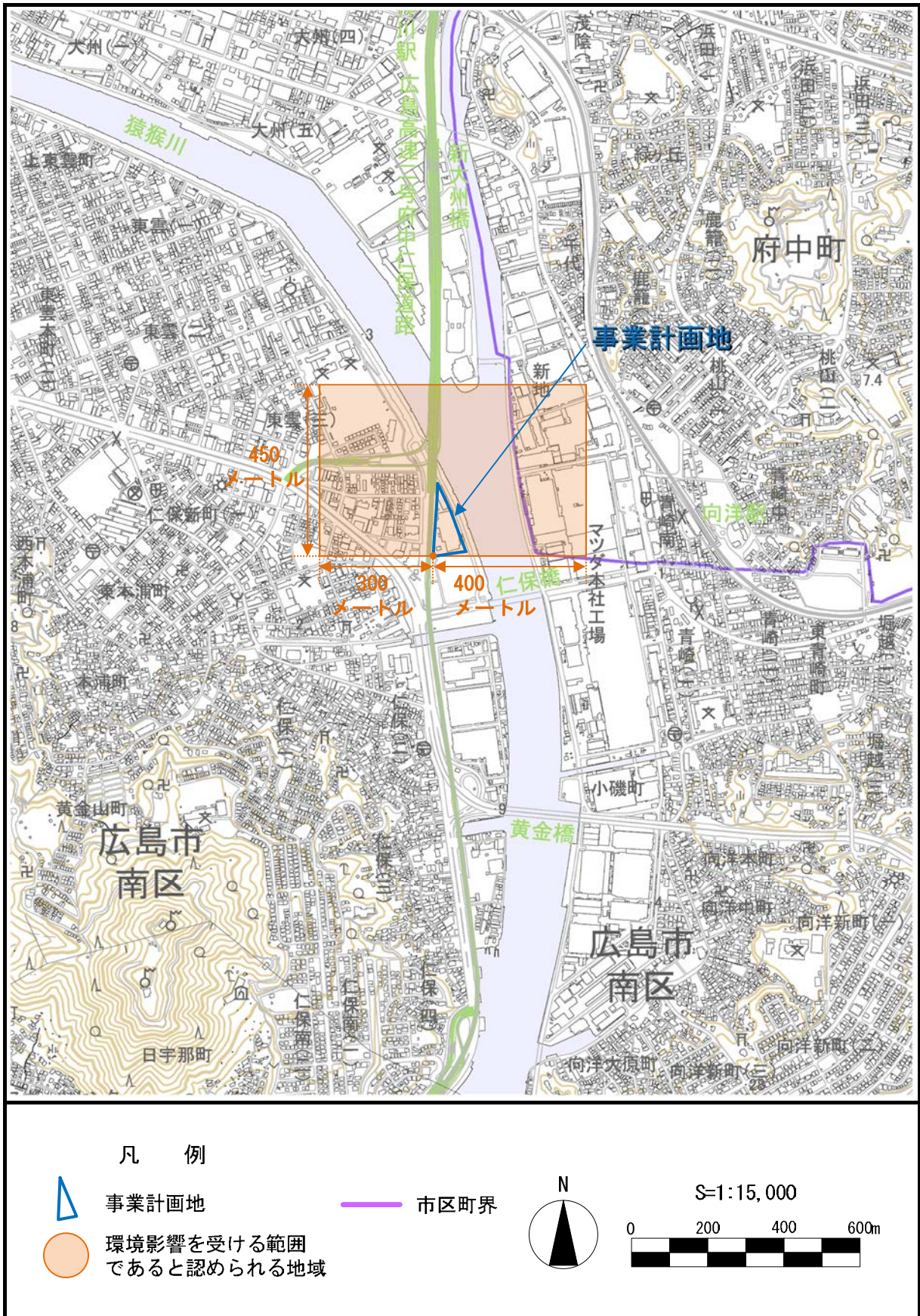


図6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（日照阻害）

背景は「数値地図（国土基本情報）」（平成31年3月10日、国土地理院）に基づき作成

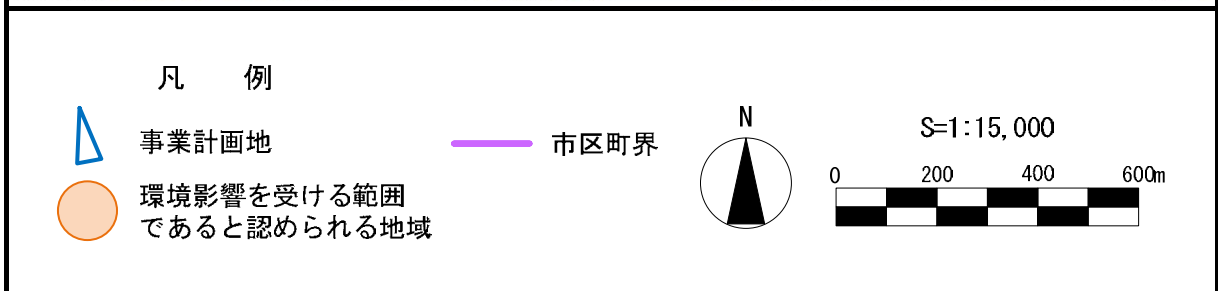
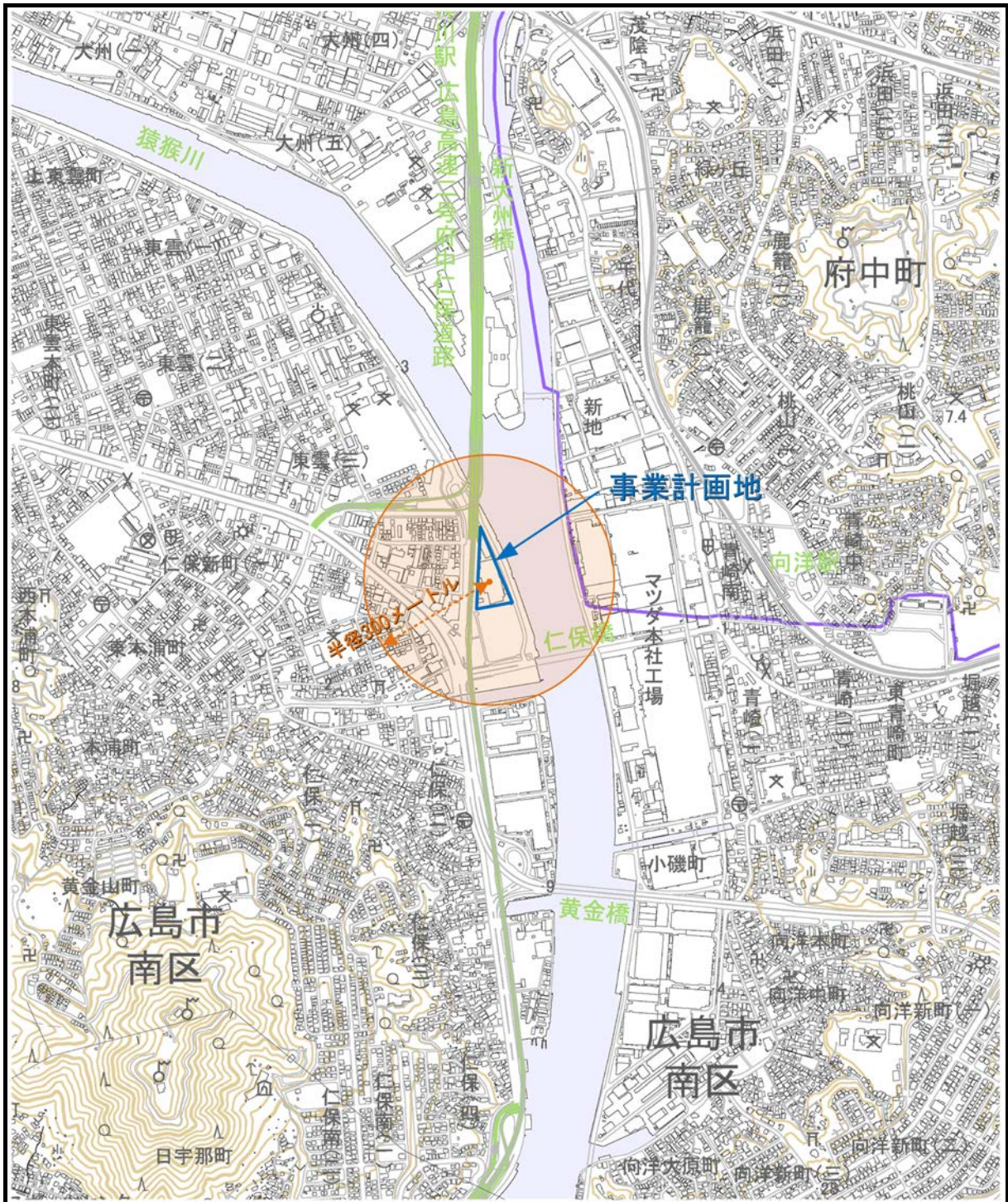


図7 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（景観）

背景は「数値地図（国土基本情報）」（平成31年3月10日、国土地理院）に基づき作成

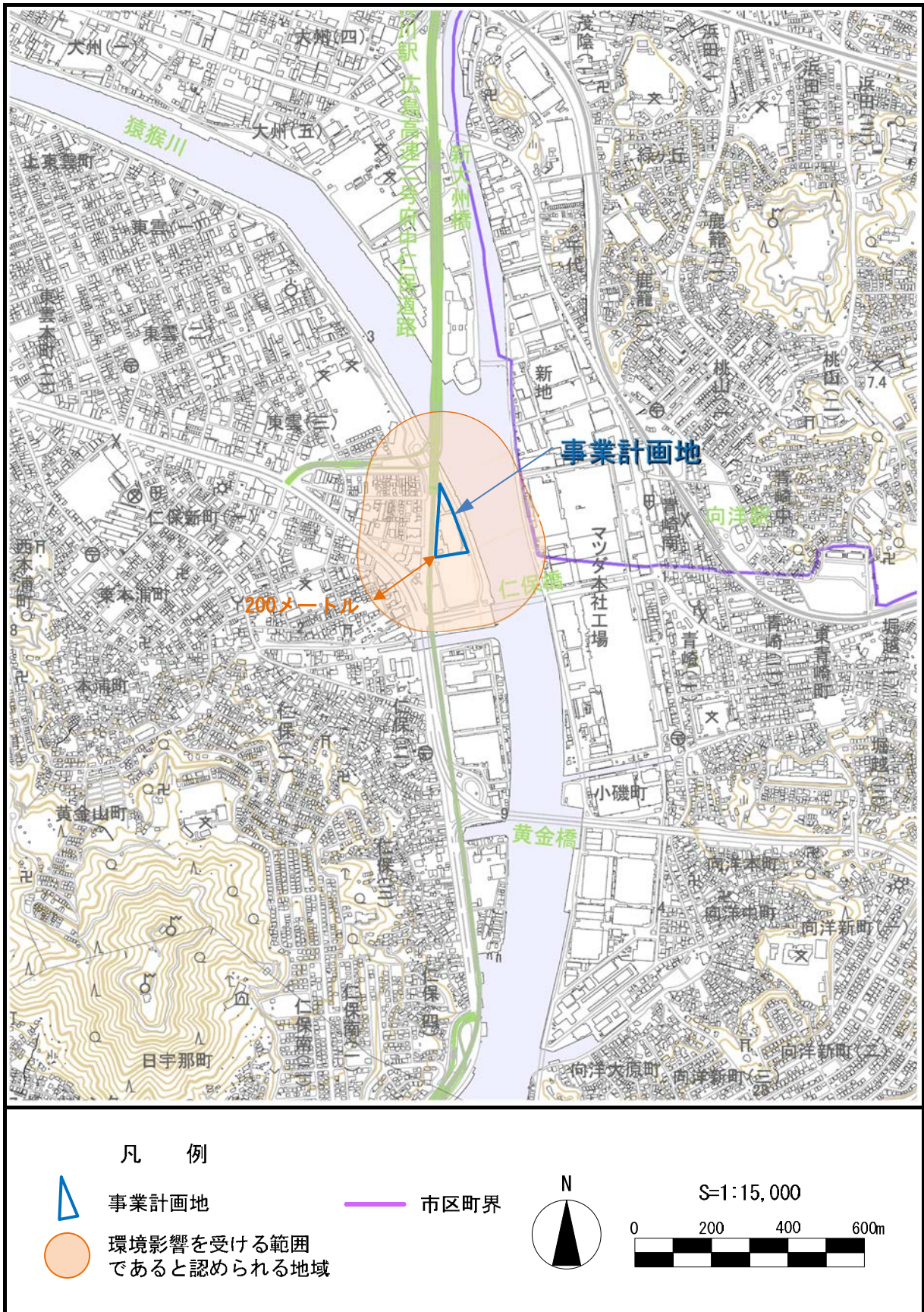


図8 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
(人と自然との触れ合いの活動の場)

背景は「数値地図(国土基本情報)」(平成31年3月10日、国土院)に基づき作成